

総社市鬼城山ビジターセンタ一条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月19日

総社市長 片岡聰一

総社市規則第39号

総社市鬼城山ビジターセンタ一条例施行規則の一部を改正する規則

総社市鬼城山ビジターセンタ一条例施行規則（平成31年総社市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条とし、移動条項に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除項」という。）を削り、移動後条に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除項及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第2条 総社市鬼城山ビジターセンター（以下「センター」という。）の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 休館日</p> <p>ア 略</p> <p>イ 月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に<u>当たるときは、当該日以後であって直近の休日でない日</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(使用許可申請等)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第2条 総社市鬼城山ビジターセンター（以下「センター」という。）の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 休館日</p> <p>ア 略</p> <p>イ 月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に<u>当たるときは、その翌日。ただし、月曜日が5月3日又は4日に当たるときは、5月6日とする。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(使用許可申請等)</p> <p>第3条 略</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 略</p> <p>(職員) 第5条 センターにセンター長及びその他必要な職員を置く。</p> <p>(職務) <u>第6条 センター長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>2 職員は、センター長の命を受けて、センターの事務を処理する。</u></p> <p>(専決事項) <u>第7条 センター長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例に属する事項は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 現金の出納及び保管に関すること。</p> <p>(2) センターの使用許可に関すること。</p> <p>(3) 職員の勤務の割振りに関すること。</p> <p>(4) 職員の事務分担に関すること。</p> <p>(その他) <u>第8条 略</u></p> <p><u>別記様式（第3条関係）</u> (別紙のとおり)</p>	<p>2 略</p> <p>3 前項の使用簿への記入により、使用許可をしたものとみなす。</p> <p>(職員) 第5条 センターに必要な職員を置く。</p> <p>(その他) <u>第6条 略</u></p> <p><u>別記様式（第3条関係） 略</u></p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

ふるさと自然のみちウォーキングセンター棟講義室使用簿